

令和6年8月30日

県内分娩取扱施設の長 様

鹿児島県保健福祉部子ども政策局  
子育て支援課長

### 新生児マススクリーニング検査に関する実証事業について

本県の母子保健行政の推進につきましては、日頃より御協力いただきありがとうございます。

この度、鹿児島県では、下記のとおり、こども家庭庁が実施する「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」に参加することとなりました。

この事業は、これまで実施されてきた20疾患を対象とする「新生児マススクリーニング検査」について、新たに2つの疾患（脊髄性筋萎縮症（SMA）及び重症複合免疫不全症（SCID））を対象に追加するための調査研究事業として、実証を行うものとなります。

これにより、令和6年10月1日から、従来の公費負担によるマススクリーニング検査（対象疾患20疾患）に加え、脊髄性筋萎縮症（SMA）及び重症複合免疫不全症（SCID）の2疾患の検査も公費対象となります。

つきましては、本事業の円滑な実施に御協力下さいますようお願い申し上げます。

なお、本事業の実施要綱等については、後日、送付いたします。

### 記

#### 1 実証事業の概要

新生児マススクリーニング検査対象疾患拡充に向けた検討を行う国の調査研究事業と連携・協力するため、モデル事業として一部の都道府県、指定都市において2疾患（SMA、SCID）を対象とするマススクリーニング検査を実施。

#### 2 事業開始日

令和6年10月1日（火）以降の検査（採血日により確認）を対象とする。

#### 3 事業終了日

本事業は、実証事業であるため、来年度の実施については、未確定です。そのため、終了日については、別途、定める日として、令和7年3月上旬頃までに、改めてお知らせします。

#### 4 費用負担

従来の新生児マススクリーニング事業の20疾患と同様に、検査料（採血料及び検体送付料等は除く。）は、鹿児島県の負担となります。

実証事業の参加により、追加の費用なしで2疾患を対象とした検査が受けられることとなります。

#### 5 対象者

県内の分娩取扱施設で出生した新生児（県外からの里帰りで出生した新生児も含む）

#### 6 その他

- ・実証事業に参加される場合は、「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業申込書兼同意書」を保護者に記入提出していただく必要があります。
- ・「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業申込書兼同意書」及び「説明用リーフレット」等については、別途、分娩取扱医療機関等あて送付いたします。貴施設における令和6年10月1日～令和7年3月末までの必要部数(出生数見込み)について、以下のアドレスの鹿児島県電子申請システムから御回答ください。  
(回答期限9月10日(火))

<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=sbwEkUsa>

電子申請システム  
QRコード



- ・鹿児島県民総合保健センターが実施している拡大新生児スクリーニング検査の対象であるライソゾーム病検査については、引き続き、保護者の自己負担により実施されることとなっております。手続きについては、鹿児島県民総合保健センターから案内がなされる予定ですので、御承知おきください。
- ・実証事業の対象2疾患において、異常あるいは異常の疑いがあると判定され、精密検査が必要になった場合、当分の間、鹿児島県民総合保健センターから専門医療機関（鹿児島大学病院）への受診勧奨について、対応することとなっております。ただし、従来の20疾患と同時に、異常あるいは異常の疑いがあると判定され、精密検査が必要になった場合においては、これまでと同様に、各保健所（居住地もしくは、里帰り先が鹿児島市においては、鹿児島市保健センター）が専門医療機関（鹿児島大学病院）に受診勧奨することといたします。

#### 【問合せ先】

鹿児島県保健福祉部子ども政策局子育て支援課  
母子保健係 林

住所 鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL 099-286-2779（直通）